

市民課国保医療担当よりお知らせ

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 仮徴収額決定通知書を送付

平成26年度国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料(以下「保険税(料)」)について、4月より年金からの天引きが始まる方へ、4月上旬に「仮徴収額決定通知書」を送付します。

4月・6月・8月に天引きされる保険税(料)は、平成25年度の保険税(料)から算出した暫定的な額(仮徴収額)です。

平成26年度の保険税(料)は、25年中の所得が確定した後、7月に本算定を行い、改めて通知します。

■対象者・徴収方法
下表一覧のとおり

■口座振替への変更もできます
年金からの天引きではなく、口座振替を希望される方は、申請により変更することができます。詳しくは、お問い合わせください。

■年金からの天引きに該当しない方

平成26年度は、納付書または、口座振替により納付をし

【対象者・徴収方法一覧】

国民健康保険	既に年金から天引きにより納付されている世帯	平成26年2月の年金から天引きされた額と同額を4月・6月・8月に仮徴収します。
	4月より新規で年金からの天引きとなる世帯(①~④を全て満たす世帯)	①前年度において、10月1日までに世帯主が国保に加入され、かつ世帯内の国保加入者全員が65歳以上である。 ②(国保加入の)世帯主が年額18万円以上の年金を受給している。 ③(国保加入の)世帯主の介護保険料が年金から天引きされている。 ④(国保加入の)世帯主の国保税と介護保険料との合算額が介護保険料が天引きされている年金額の2分の1を超えない。 前年度の年税額(医療分・支援金分)を6回で除した額(100円未満切り捨て)を4月・6月・8月に仮徴収します。(年度途中で国保に加入された世帯の年税額は、前年度税額を12ヶ月に換算した額)
後期高齢者医療保険	既に年金から天引きにより納付されている方	平成26年2月の年金から天引きされた額と同額を4月・6月・8月に仮徴収します。
	4月より新規で年金からの天引きとなる方(①~④を全て満たす方)	①前年度において、10月1日までに釜崎市へ転入されたり、75歳の誕生日を迎え、新たに被保険者となった方。 ②年額18万円以上の年金を受給している。 ③介護保険料が年金から天引きされている。 ④後期高齢者医療保険料と介護保険料の合算額が、介護保険料が天引きされている年金額の2分の1を超えない。 前年度の後期高齢者医療保険料額を6回で除した額(100円未満切り捨て)を4月・6月・8月に仮徴収します。(年度途中で後期高齢者医療に加入された方の年間保険料額は、前年度保険料額を12ヶ月に換算した額)

*平成25年10月2日以降に被保険者となり、上記の条件を満たす世帯は、6月以降順次、年金からの天引きが開始されます。

ていただきます。納期は、7月から翌年2月までの8回です。平成26年度の保険税(料)は、7月に本算定を行い、通知します。

■通知は世帯主宛てに送付
国保税は、世帯主が納税義務者となります。世帯主が社会保険等にご加入の場合でも、同じ世帯に国保加入者がいる場合は、世帯主宛てに通知します。

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となっておりますが、これまで特例措置により1割負担とされてきました。

この特例措置は、より公平な仕組みにするため、4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から、次の【図1】のとおり、段階的に2割負担に戻ることになります。

70歳~74歳の国保被保険者の窓口負担の変更

新たに70歳になる方に高齢受給者証を交付

70歳の誕生日を迎える方に、窓口での負担割合が記載された「高齢受給者証」を誕生日に郵送します。使用は翌月からです。

*1日生まれの方は、誕生月の前月に郵送します。誕生月からご使用いただけます。

平成26・27年度の後期高齢者医療の保険料率を変更

後期高齢者医療の保険料は、75歳以上(一定の障害のある65歳以上)の被保険者の医療費(2年間分)がまかなえるよう、県、広域連合ごとに定めた保険料率をもとに、被保険者が等しく負担する均

【図1】対象者・徴収方法一覧

平成26年3月まで	平成26年4月から
1割 (特例措置による)	平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方(特例措置が継続されず) 平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
	1割 2割

ただし、現役並み所得者(*)は、これまでどおり3割負担です。
*住民税課税所得が145万円以上の70歳以上国保被保険者がいる世帯

【図2】保険料の計算方法

$$\text{保険料額} = \text{均等割額 } 40,490 \text{円} + \text{所得割額 } (\text{所得} - 33 \text{万}) \times 7.86\%$$

【後期高齢者医療制度の保険料率改定】

変更前	平成24・25年度の保険料率	所得割率 7.86% 均等割額 39,670円 賦課限度額 550,000円
変更後	平成26・27年度の保険料率	所得割率 7.86% 均等割額 40,490円 賦課限度額 570,000円

等割額と被保険者の所得に応じて決まる所得割額の合計となります。【図2】

保険料率の改定は2年に1度行われます。平成26年・27年度の所得割率については7.86%のままですが、均等割額が40,490円、保険料の賦課限度額(年額の上限)が57万円に変更となります。

なお、保険料は、前年中の所得が確定したのち決定し、7月中旬に「保険料額決定通知書」を送付する予定です。

■お問い合わせ

*市民課国保医療担当
(内線127~129・137)
*県後期高齢者医療広域連合
☎055123615671